

いじめは、子どもの心や体を深く傷付ける、重大な人権侵害の行為です。そのため、小泉小学校の全教職員は、全ての子どもが安全で、安心して学校生活を送ることができるように努めています。しかし、「チクチク言葉」や「仲間はずれ」など、心ない言動によって仲間を傷付けてしまう場合もみられます。(昨年度：児童の訴えによる44件を認知) こうした現状を踏まえ、子どもたち一人一人に寄り添い、安全で安心して生活ができるよう、居場所づくりや子どもたち同士の絆づくり、自己有用感を高める指導を進めるとともに、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを十分に理解させなければならないと考えています。

また、互いの人権を大切にして、共に学び合う環境を作っていくためには、学校、家庭、地域および関係機関が連携し、社会全体でいじめの未然防止と早期発見・早期解決に取り組まなくてはならないと考えています。

そのため、本校では、以下の4つの柱をいじめ防止基本方針とします。

1 いじめに対する基本的な立場

いじめは決して許されるものではありません。同時に、「どの子にも、どの学校でも起こりうるものである。」「どの子でも、いじめの加害者にも被害者にもなりうる。本人が心身の苦痛を感じたら、いじめである。」というように、学校、家庭、地域が共通の認識をもち、関係機関と緊密に連携し、いじめの未然防止と早期発見、いじめ解消の定義に基づいた早期解決にあたります。そのために、以下の取り組みを行います。

- (1) 教職員研修の計画的実施と教育相談体制のさらなる充実による迅速な対応
(管理職・教育相談主任・生徒指導主事・養護教諭・相談員・SCを含む組織的な対応)
- (2) 校内いじめ・不登校対策委員会(SC等の外部講師を含む)による組織的な対応の点検
- (3) 日常的な情報収集(報告・連絡・相談…「おかしいと感じたら、すぐに相談」)
【重要】「家庭で子どもからいじめの話の聞いたり、地域で噂を耳にしたりした時は、すぐに学校に知らせる。」
- (4) いじめの解消の定義：「本人や保護者への面談などを通じて、本人に対する心理的・物理的な行為がない状態が継続し、心身の苦痛を感じていないか確認する」
・いじめの行為が止んでいる状態が3か月を目安として継続していること

2 早期発見・早期対応への取り組み

日常生活で子どもが発する様々なサインを見逃さず、いじめの早期発見に努めています。また、年間4回以上のアンケート調査の実施、個人面談や教育相談等を通して、子どもや保護者の悩みや不安等を把握し、その改善や解決に迅速にあたります。

- (1) アンケートや個人面談の計画的実施、必要に応じた教育相談による、未然防止と早期発見・早期対応
・市内共通いじめ調査アンケート(6月,10月,12月,2月) ・児童による自己評価アンケート(7月,12月)
- (2) 校内いじめ・不登校対策委員会の開催と組織的な教育相談体制による早期対応・早期解決
- (3) 家庭、地域および関係諸機関との緊密な連携による対応
- (4) アンケートの有効活用(入学から卒業後5年間の保存)

3 いじめを許さない学校・いじめを生まない学校づくり 一子どもの手による人権感覚の磨き合い

子どものよさを見付け・伸ばす積極的な生徒指導を基軸に、学校教育全体を通じて「いじめは許されない行為」という認識を徹底指導します。また、道徳教育、情報モラル教育、体験活動等の充実により、互いの人権を大切にする豊かな心の育成に努めます(人権尊重の学校風土の醸成)。さらに、幼保小中の連携を深め「いじめを生まない学校づくり」を継続的に推進します。

- (1) 子どものよさを見付け・伸ばし、自己有用感・自己肯定感がもてる積極的な生徒指導の推進
- (2) 管理職・教室相談主任・生徒指導主事・養護教諭を中心とした情報共有と子ども理解の充実

4 学校、家庭、地域および関係機関との連携強化と重大事態への対応

学校、家庭、地域および関係機関(市教委・市子育て支援課・東濃子ども相談センター・警察)と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期解決を図ります。(いじめ相談窓口の設置)

- (1) 入学式、始業式、学級開き、PTA総会等での児童や保護者への啓発、ICTを活用した啓発
- (2) 地域と連携して行うボランティア・あいさつ運動の継続的な推進と地域行事への積極的な参加による豊かな体験活動の推進
- (3) 小泉中学校区7校(幼稚園・保育園を含む)との定期的な情報共有と緊密な連携
- (4) いじめが疑われる事案については、学校が設置する「いじめ防止対策等委員会」を中心とし、必要に応じて関係機関と緊密な連携を図る
- (5) いじめ防止の取り組みに対する評価：子ども・保護者・学校関係者(学校運営協議会等)による評価
- (6) 重大事態(生命・身体・財産・精神への重大な被害)や疑いのある場合：市教委への報告と調査